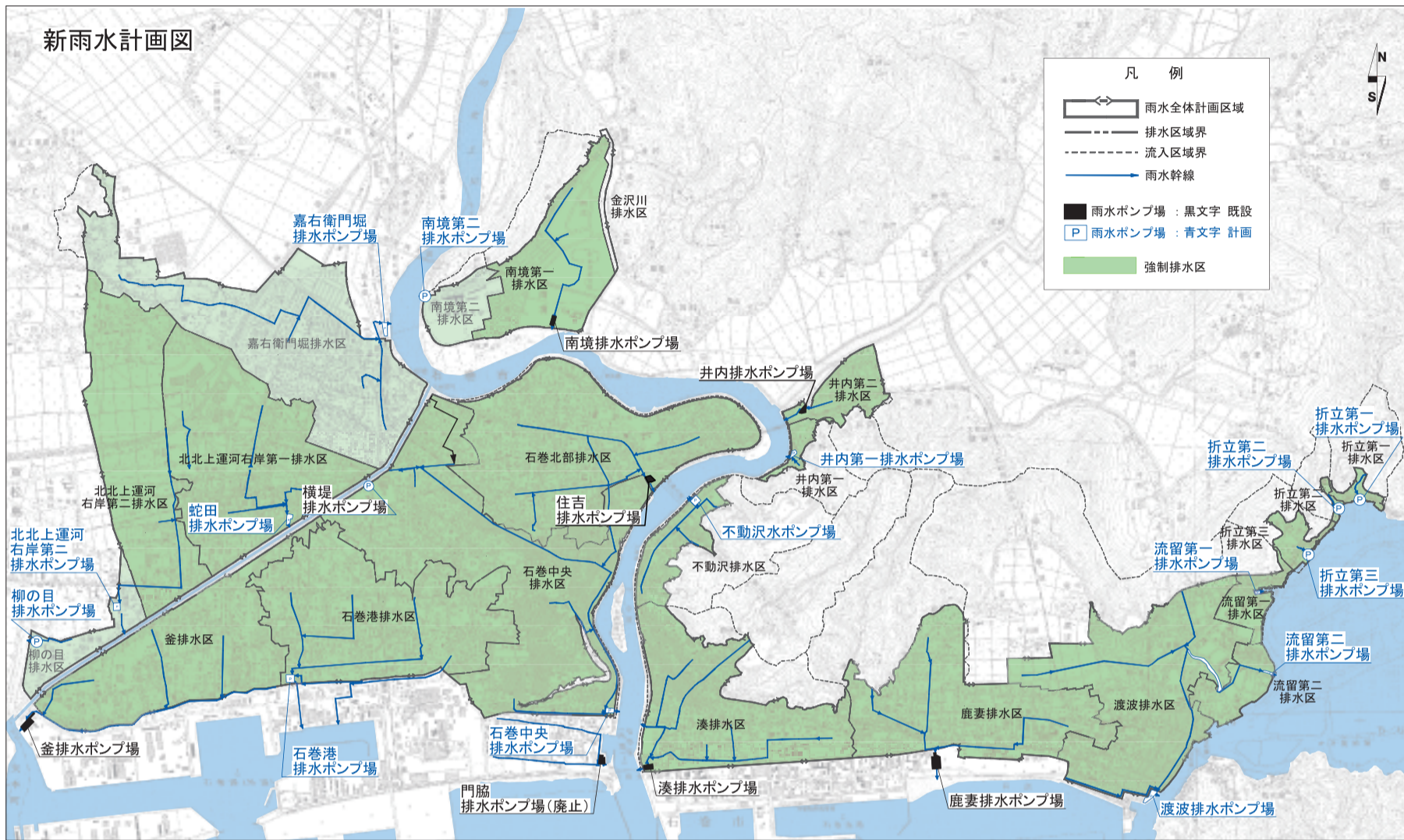


震災復興情報

- お知らせ
皆さんに
伝えたい情報
- 手続き
必要な手続き
はお早めに
- 相談
困り事は
気軽に相談を
- 募集
内閣府認定の
上り客を募集
- イベント
お楽しみ
いろいろ

お知らせ 震災による地盤沈下を踏まえた「雨水排水計画」

震災により広域的かつ大規模に地盤沈下が発生し、市内各地で雨水等の自然流下による排水ができない状況となっています。市では、この状況を踏まえ、下水道（雨水）計画の見直しを図るとともに、「石巻市震災復興計画」の理念に基づき、浸水対策の具体的な施策を示し、今後、甚大な浸水被害を繰り返さない「安全なまちづくり」に寄与するため、ポンプ場や管渠等の施設整備を図っていきます。



○排水区毎予定スケジュール

排水区	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
折立第一							
折立第二							
折立第三							
流留第一							
流留第二							
渡波							
鹿妻							
湊							
不動沢							
井内第一							
井内第二							

排水区	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
南境第一							
南境第二							
金沢川	自然流下排水区						
石巻北部							
石巻中央							
石巻港							
釜							
北北上運河右岸第一							
北北上運河右岸第二							
嘉右衛門堀							
柳の目							

※詳しくはホームページをご覧ください。 問 下水道建設課 (内線5718・5719・5723)

募集 沖六勺西復興公営住宅 (借上型) 入居者募集

これまで4人以上の世帯を対象に募集していた3LDKを、下記住宅に限り2人以上の世帯に緩和して募集します。申込数が募集戸数を超えた場合、市内で被災し世帯員の多い世帯から優先順位により抽選で決定します。

詳細は募集要項をご覧ください。

■申込資格

- 東日本大震災で自宅が全壊の方
- 東日本大震災で自宅が大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方

■募集要項の配布・申し込み先

市役所3階事前登録相談窓口 (37番窓口)

■受付期間

12月15日 (月)～26日 (金)
午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)

※申込数が募集戸数に満たない場合、または入居者が決定しなかった場合は、随時募集 (先着順) とします。

■必要書類

- ①申込書 (押印が必要です)
- ②り災証明書の写し

③家屋の取り壊しを証明する書類の写し (り災判定が大規模半壊または半壊の方)

④抽選にあたり優遇する事項を証明する書類

■入居予定日

平成27年2月1日 (日)～15日 (日)

■募集する住宅

名称	市営 沖六勺西 復興住宅
所在地	渡波字沖六勺1番101
構造	鉄筋コンクリート造 6階建て
戸数	2戸
間取り	3LDK
家賃月額	8,600円～74,200円

申・問 市役所3階事前登録相談窓口 (37番窓口)
(内線3981～3983)
専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042

震災復興情報



皆さんに
伝えたい情報



必要な手続き
はお早めに



困り事は
気軽に相談を



内容を確認の
上応募を



お楽しみ
いっぱい



相談あない

●「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 12月19日(金)・20日(土)
平成27年1月23日(金)・24日(土)
午前10時～午後4時

と ころ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・被災ローン減免制度・金銭貸借・離婚・家庭内暴力・解雇・パワハラ・未払賃金
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
- ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	と ころ	相談時間	相談担当者
12月19日(金)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午前10時～午後4時	弁護士 社会福祉士

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

●被災従前地買い取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買い取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週木曜日 午前10時～午後5時
毎週日曜日 午後1時～5時 ※相談日が祝日の場合も実施
※来年1月から相談日が毎週木曜日のみとなります。

と ころ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター
(内線5541・5542) ☎98-8986
午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)

●よろず電話相談室「ひだまり」

相談内容 二重ローン、労働問題、家庭問題等

対 象 石巻市、東松島市、女川町在住の方

相談時間 午前10時～午後5時(午後5時以降は留守電にて予約受付)

相談方法 フリーダイヤル0120-86-5060

申・問 NPO法人DoTankみやぎ ☎22-3874
FAX22-3874 ✉info@npo-dtm.com

問 市地域協働課(内線4238)



平成26年度中小企業復旧支援事業補助金(第3回)

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設等の復旧に要する経費の一部を補助します。

※第2回募集から、アパート、貸事務所等も補助対象となっています。

対 象

①震災時市内で事業を営んでいた方(個人事業者にあっては、震災時に市内に居住していた方)で、市内で事業を再開または継続する方
※対象とならない業種もあります。

②施設が大規模半壊以上の被害を受けた方

③市税および国民健康保険税に未納がない方

④施設等の復旧に係る国・県等の補助金を受けていない方

⑤来年3月31日(火)までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(すでに復旧を終えている場合も可)

※すでに同制度を利用されている方は、対象外となります。

補助金額等

施設等の復旧に要した経費(税抜で20万円以上)の2分の1以内(限度額100万円)
補助金交付の申請は、1事業者につき1施設に係るもののみとなります。

※例えばアパート等を複数棟所有している場合でも、申請は1棟のみとなります。

受付期間 平成27年1月13日(火)～2月6日(金)

申・問 商工課(内線3523・3524)



津波避難ビル認定第8号

津波発生時には、津波浸水域外のより高い場所に避難することが基本ですが、市では、沿岸部において、浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波一時避難場所の整備を進めています。

この度、阿部勝自動車工業株式会社軽自動車館(三ツ股二丁目5-50号)を津波避難ビル第8号として認定しました。

問 防災推進課(内線4173)



企業立地等促進条例助成制度

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには、業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。

詳細はホームページをご覧ください。

問 産業推進課(内線3544・3548)